

引用許可基準 改訂版

(平成 24 年度第 4 回理事会：平成 25 年 1 月 26 日にて承認)

(平成 29 年度第 5 回理事会：平成 30 年 1 月 28 日にて承認)

公益社団法人日本栄養・食糧学会

第 1 章 引用許可基準設定の趣旨

著作権法は引用に関して

- ① 著作権法第 32 条第 1 項において「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正なる慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない」と規定し、
- ② さらに、同法第 48 条第 1 項本文では「(第 32 条の規定により著作物を複製以外の方法により利用する場合) 著作物の出所をその複製又は利用の態様に応じ、合理的と認められる方法および、程度により明示しなければならない」と規定している。日本栄養・食糧学会（以下、学会という）は日本栄養・食糧学会誌ならびに年次大会および支部大会の講演要旨集等（以下、学会誌等という）の著作権者として著作権法の規定に従い同法に詳しく規定されていない部分を補充するために、「公正な慣行に合致した正当な範囲内での引用」の許可手続等の基準を示し、よって、引用に関する学会と引用希望者間の無用な紛争を防止する目的で本基準を設定した。

第 2 章 引用許可手続並びに引用許可要件

第 1 項 引用許可手続

① 引用許可手続

本基準第 1 章に記載した著作権法第 48 条第 1 項本文の反対解釈によれば、引用者が出所明示をすれば学会の引用許可がなくても引用できるように見える。しかし、学会は学会誌等の引用を事前に審査することにより、引用の確実性、科学性を保障すべく審査事務を行っており、出版前に引用許可申請を書面によって学会に対して行うように希望するものである。

② 引用許可申請手続

- 一) 宛先：日本栄養・食糧学会長
- 二) 引用許可申請適格者：著者、編者、出版権者、発行者、リポジトリ及び研究成果ライブラリー、その他編集委員会が認めた者
- 三) 引用許可申請書に記載すべき項目
 1. 書名あるいは発行物の名称
 2. 著者、編者、(出版権者)
 3. 発行社名
 4. 出版の時期
 5. 読者対象
 6. 引用する学会誌等の引用巻、号、頁等

7. 引用した箇所が明瞭に示されたゲラ刷ないし原稿又はその代替となるもの
(例：ゲラ刷の複写)

四) 引用許可申請の送付先

(公社) 日本栄養・食糧学会事務局

〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-60-5 フェイヴァーフィールド池袋 203 号

五) 引用許可申請に関する問い合わせ先

(公社) 日本栄養・食糧学会事務局

〒171-0014 東京都豊島区池袋 3-60-5 フェイヴァーフィールド池袋 203 号

第2項 引用許可申請の審査

- ① 引用許可申請に対する可否の審査は、編集委員会への諮問を経て、編集委員長が行う。
又、申請がないまま既に発行されたものも審査の対象とする。
- ② 編集委員長の決定は以下の通りである。

一) 引用許可

引用許可申請適格者から申請されたものについて審査し、許可する。但し引用形式の訂正、並びに内容の訂正を条件とする場合を含む。

また、引用する学会誌等の当該部分の著者の承諾を求める場合がある。

二) 引用不許可

1. 上記一) 項における申請されたもののうち、営利事業に係るものは原則として不許可とする。
2. 著作権侵害の可能性ありと判断して、引用不許可とするもの
3. 引用した著作物が発行済みの場合
著作権法違反であると判断した場合には、出版差止請求、詫状請求、損害賠償請求などを行うこともあり、さらに訴訟によりこれを求めることもある。

第3項 学会からの通知

引用許可申請に対しては編集委員長の決定に基づいて、会長より申請人に対して回答を通知する。

第3章 例外規定

ごく簡単に内容を紹介する程度の文書として引用する場合は、引用許可申請は不用とする。